

東京慈恵会医科大学知的財産ポリシー

平成31年04月01日

目的

第1条

東京慈恵会医科大学（以下、「本学」という）は、明治14年（1881年）5月1日、学祖・高木兼寛による創立以来、「病気を診ずして 病人を診よ」をモットーに、「病める人を全人的に診る医療」を実践し、我が国の医学・医療に貢献してきた。本学の使命は医学の教育・研究及び診療にあるが、近年、医学・医療の進歩と発展のために産官学の連携による研究成果を社会へ還元することが求められている。本学としても産官学連携等によって生み出される知的財産を権利化・管理し、活用することを通じて社会貢献することを目指し知的財産権の承継等について基本的な考え方を示すものとして、ここに東京慈恵会医科大学知的財産ポリシー（以下、「本ポリシー」という）を制定する。

本ポリシーの対象者

第2条

本ポリシーの適用対象者は、本学教職員及び教職員に準ずるもの（以下、「教職員等」という）とする。

第3条 職務発明等の範囲

本学から支給された、あるいは公的に支給された研究費を使用し本学で行った研究又は本学の施設等を利用して行った研究若しくは本学の職務として行った研究の結果生じた発明を職務発明等とする。

知的財産の取り扱い

第4条

職務発明等に係る知的財産権は、本学の帰属とするものとする。

2. 教職員等が第三者と共同して職務発明等を行ったときは、当該教職員等が有する当該職務発明等に係る知的財産権の共有持分は本学に帰属する。
3. 教職員等が発明等（外部との共同発明を含む）を行ったときは、別途定める東京慈恵会医科大学発明規程に従って届出を行うものとする。

発明等及び知的財産権（以下、「知財等」という）の対象となるもの

第5条

「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 特許権の対象となり得る発明
- (2) 実用新案権の対象となり得る考案
- (3) 意匠権、回路配置利用権又はプログラム等の著作権の対象となり得る創作
- (4) 商標権の対象となり得る標章の案出
- (5) 品種登録に係る権利の対象となり得る育成
- (6) その他の技術情報等に係る権利（ノウハウ等）の対象となり得る案出又は創出等
2. 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 特許法に規定する特許権及び特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案権及び実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠権及び意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標権及び商標登録出願により生じた権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利並びに種苗法に規定する品種登録に係る権利及び品種登録を受ける権利
 - (2) 著作権法第2条第1項第10号の2のプログラムの著作物及び同号の3のデータベースの著作物に係る著作権法第21条から第28条に規定する著作権
 - (3) イ又はロに掲げる権利以外であって、秘匿することが可能な財産的価値のある技術情報等に係る権利

企業あるいは外部との交流において創出された知的財産に関する方針

第6条

本学は創造された知財等を活用し、教育・研究に活かすほか外部連携を進め、共同研究等も積極的に推進するほか、知財等のライセンスや譲渡等による社会還元を目指す。

2. 教職員等は、発明等を第三者と共同して行った場合も東京慈恵会医科大学発明規程に従って届出を

行うものとする。

3. 第三者と共同して行った職務発明等について、発明者等が有する知的財産権の共有持分を本学が承継した場合には、本学は当該職務発明等に係る知的財産権の出願及び権利維持等並びに第三者に対する実施許諾等を行う。

守秘義務について

第7条

発明者等、発明委員会の関係者、研究支援課の関係者及びその他の教職員等で発明等の内容を知り得た者は、発明等の内容並びに発明者等及び本学の利害に関係のある一切の事項について、必要な期間その秘密を守らなければならない。

利益相反について

第8条

教職員等は適切な情報開示とマネジメントにより、産官学連携活動における研究の透明性と公平性の確保をしなければならない。また、本学の利益相反マネジメント・ポリシーを遵守して研究を実施しなければならない。

発明者への対価

第9条

本学が知的財産権を出願し、又は実施許諾、処分により大学が利益を得た場合は、当該職務発明等を行った発明者等に対し、大学が別途定める補償金を支払う。

規程の改変

第10条

本ポリシーの改変は東京慈恵会医科大学発明委員会の議を経て学長が承認する。

第11条

本ポリシーを運用するにあたり必要な事項は別途定める。

附則 本ポリシーは平成31年4月1日より施行する。